

令和5年御嵩町議会第2回定例会会議録

1. 招集年月日 令和5年5月26日
2. 招集の場所 御嵩町役場議会議場
3. 開 会 令和5年5月26日 午前9時 議長宣告
4. 会議に付された件名
 - 報告第3号 令和4年度御嵩町一般会計予算継続費繰越計算書の報告について
 - 報告第4号 令和4年度御嵩町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
 - 報告第5号 御嵩町土地開発公社の経営状況に関する報告について
 - 報告第6号 町有地の信託に係る事務の処理状況に関する報告について
 - 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度御嵩町一般会計補正予算（第10号））
 - 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（御嵩町町税条例の一部を改正する条例の制定について）
 - 議案第29号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
 - 議案第30号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
 - 議案第31号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
 - 議案第32号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
 - 議案第33号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
 - 議案第34号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
 - 議案第35号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
 - 議案第36号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
 - 議案第37号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
 - 議案第38号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
 - 議案第39号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
 - 議案第40号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
 - 議案第41号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
 - 議案第42号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
 - 議案第43号 御嵩町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
 - 議案第44号 令和5年度御嵩町一般会計補正予算（第1号）について
 - 議案第45号 御嵩町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議事日程第1号

令和5年5月26日（金曜日） 午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

(1) 会期

(2) 会期及び審議の予定表

日程第3 諸般の報告

議長報告 6件

(1) 閉会中の議員の辞職許可について

(2) 定例監査実施報告書

(3) 随時監査実施報告書

(4) 財政援助団体等監査実施報告書

(5) 例月現金出納検査の結果について（報告）（令和5年2月分から4月分まで）

(6) 国に対し、適格請求書等保存方式（インボイス制度）の延期・見直しを求める陳情書

町長報告 4件

報告第3号 令和4年度御嵩町一般会計予算継続費繰越計算書の報告について

報告第4号 令和4年度御嵩町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

報告第5号 御嵩町土地開発公社の経営状況に関する報告について

報告第6号 町有地の信託に係る事務の処理状況に関する報告について

日程第4 委員長報告 1件

(1) 新庁舎等建設特別委員会最終報告書

日程第5 議案の上程及び提案理由の説明 19件

承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度御嵩町一般会計補正予算（第10号））

承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（御嵩町町税条例の一部を改正する条例の制定について）

議案第29号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第30号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第31号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

- 議案第32号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第33号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第34号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第35号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第36号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第37号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第38号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第39号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第40号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第41号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第42号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第43号 御嵩町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 議案第44号 令和5年度御嵩町一般会計補正予算（第1号）について
- 議案第45号 御嵩町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第6 議案の審議及び採決 15件

- 議案第29号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第30号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第31号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第32号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第33号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第34号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第35号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第36号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第37号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第38号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第39号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第40号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第41号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第42号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第43号 御嵩町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めるこ

とについて

出席議員（10名）

議長 高山 由行	1番 清水 亮太	3番 奥村 悟
5番 安藤 信治	6番 伏屋 光幸	7番 安藤 雅子
8番 山田 儀雄	10番 大沢 まり子	11番 岡本 隆子
12番 谷口 鈴男		

欠席議員（なし）

欠員（2名）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長 渡邊 公夫	副町長 寺本 公行
教育長 奥村 恒也	総務部長 各務 元規
民生部長 中村 治彦	建設部長 早川 均
企画調整 担当参事 田中 克典	教育参事兼 学校教育課長 筒井 幹次
総務防災課長 古川 孝	企画課長 山田 敏寛
環境モデル都市 推進室長兼 まちづくり課長 金子 文仁	亜炭鉱廃坑 対策室長 木村 公彦
税務課長 丸山 浩史	住民環境課長 高木 雅春
保険長寿課長 大久保 嘉博	福祉課長 日比野 浩士
農林課長 渡辺 一直	上下水道課長 可児 英治
建設課長 石原 昭治	会計管理者 塚本 政文
生涯学習課長 日比野 克彦	

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 土谷 浩輝	議会事務局 書記 井戸 芳枝
--------------	-------------------

開会の宣告

議長（高山由行君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しています。

したがって、令和5年御嵩町議会第2回定例会は成立しましたので、開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者及び委任者は、お手元に配付してあります報告書のとおりですので、よろしくお願ひします。

招集者、町長より挨拶をお願いします。

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

おはようございます。

昨日、議会議員の選挙の説明会があったようでありますけれど、名前を私が知らない方が2人お見えになったと。若い方なんだろうかななどと思っておりますけれども、ただの人気投票で出てくるような議員ばかりになってしまうと困ったもんだなということは考えておりますけれど、それも御嵩町民の選択であるというふうには思っております。

それでは、最後になりますが、私の定例会の挨拶に入りたいと思います。

御嵩町議会第2回定例会の開会に当たり、町政をめぐる諸課題についての所見、報告を申し上げるとともに、今回の定例会に提案いたします案件について申し述べます。

令和5年度は、4年に1度の統一地方選挙の年でありました。本町においては、1か月後の6月25日に町長選挙、町議会議員選挙のダブル選挙が控えております。

この定例会は、私が町長である最後の定例会であります。これまでと同様に心を引き締めて、この令和5年第2回定例会に臨んでまいります。

改めて私自身を振り返りますと、御嵩町議会議員として3期12年を務めさせていただきました。柳川町長の町政誕生に深く関わったものの私自身は議員に立候補する気はなく、柳川町政誕生の日に、出会って以来初めての握手をしながら、後はやりたいようにやってくださいとお願いしたことをよく覚えております。

当時の議員定数は18名でありました。議会議員選挙では過半数の柳川派議員が誕生することは分かっていたものの、柳川氏担ぎ出しの中心人物たちからは、私に対して議員選挙への立候補を要請され、断り続けました。過半数議員のまとめ役となるべく要請であります。つまり、露払いとして、私も柳川町長への火の粉を受けろという意味であるとの解釈は容易にできまし

た。最後には、柳川氏本人から、議員選挙に出ないと言っているそうだが、私に町長をやれと言っておいておかしいじゃないかと、これが私の人生のプログラムを根底から変える最後通牒だったように思います。

1期目当初から民生文教常任委員長に選出され、4年間務めさせていただきました。所管の産廃問題のみならず、各種保険の仕組み、教育委員会の仕組みなど、勉強、勉強の毎日でありました。

新人ながら議長に就任され、その職を見事に果たされた田中幸雄さんには、尊敬の念を忘れたことも、それが薄れてしまったこともありません。

議会は、同志が歩調を合わせなければ何もなすことはできません。当初は、先輩議員からは何も教えていただけません。法令遵守は当然のことですが、慣例は知りません。自分たちで常識的に判断し進めたことは、ほぼ理にかなった議会運営であったと自負しております。

私たちの目の前には産廃問題という壁がそびえ立っており、何をするにもこわごわの意識があったのは事実であります。盗聴事件、襲撃事件とエスカレートし、住民投票に移行したものの、まず、産廃を考える会が直接請求人から降り、その後指名された各地区代表4人中2人が辞退と手探りが続き、議員発議しかないと判断し準備を始めましたが、4団体合同会議から2日後、手を挙げてくれた住民があり、実施にこぎ着けることができました。

あまり事実として伝えられてはおりませんが、住民投票は直接民主制であり、議会は間接民主制であってこそ、その存在の価値が認められるものであります。矛盾を抱えては、議会はなくてもよいようなものになります。そのため、御嵩町議会は、議員発議によって平成8年、住民投票の前年ではありますが、第4回定例会において、その時点での反対を決議しております。

御嵩町の住民投票が確認型の住民投票であり価値が高いのは、それらの積み重ねがあるからであります。薄氷を踏みつつ着実に歩を進めた当時の同志議員に、誇りと感謝の心は色あせることはありません。

次に、町長選挙出馬への経緯について述べさせていただきます。

議員になる気もなかった私が町長を目指すことなどあり得ません。議員として12年ほどを過ごした私は、既に満身創痍の状態、当初より、柳川町長引退のときは私が町政から身を引くときと決めておりました。それが家内との約束でもありました。

平成19年、年明け頃から町長選挙の立候補者が明確になった中、柳川町政の精神を引き継いでくれるとは思えないとの評価が、柳川町政誕生に深く関わった仲間たちの懸念でありました。具体策も出ず、1月も終わり、2月に入った時点でも結論は出ません。

そのような中、桃井病院の院長室に呼び出された私に、院長が仲間たちの「公ちゃんはどうするの」の意味の解説をしていただけました。どうするとは、誰の応援をするかでもなければ

どこかから連れてくるでもない、あなたは立候補する気はないのかという意味でありました。

私は即座に断りました。理由は、私は柳川町政が倒れることのないように一緒に強風にさらされてきて傷だらけです。敵も多くつくりました。私が立候補者になったら皆さんに迷惑をかけます。でしたが、そこから説得が始まりました。

院長からの言葉は、そんなことはない、みんなあなたがよろしく頼むと頭を下げるのを待っている。僕たちは、柳川さんに畳に手をつけて立候補のお願いをしたよね。そうしたの柳川さんだったからだよ。あなたは自分から頭を下げなければ、皆がよしと言えない。それを皆が待っているんだというのでありました。私は、それは立候補しろという意味ですかと言うと、深くうなずかれました。私はその時点で、帰ります、考えてみますと言い、その場を辞去いたしました。

家に帰り報告しましたが、もちろん家内はいい顔をしません。その後、1週間ほど考えに考えて、立候補の決意をして、皆さんの前で表明し、もちろん頭を下げてお願いした際に、信頼する仲間の皆さんの安堵されたような表情は忘れることはありません。

その後、御嵩町長第6代町長として4期16年、おおむね28年の年月を町政とともに歩んでまいりました。定年が延長されようとしている現代においても、一般的に就職から定年まで働く期間の半分以上の年月となります。

この年月を一言で語ることはできませんが、私は、4期目最初の定例会である令和元年第3回定例会の挨拶の中で、起承転結という言葉を使いました。任期満了を控えた現在は、まさに結に当たることになります。

この文字は、ストーリーでいうならば結論や完結というイメージが強いですが、行政の継続性という観点からすれば、次の代へどのような形で結び、つないでいくかということが重要であると考えております。結論が得られず完結していない行政課題など、未解決、やり残しと言ってしまうと永遠に結に至ることができなくなってしまうからであります。そのような意味からも、次につなぐための結びの大切な時期であると捉えております。

私は、ふだんから職員に、やれない理由を探すのではなくやれる方法を探すようにという話をしております。

御嵩の負の遺産とも呼ばれた垂炭鉱の廃坑は、地下にあるがゆえにふだんは目に見えないものであり、その危険度や重大さを理解してもらうことが難しい問題でありました。半世紀以上同じ要望を繰り返してきたものの、対策事業の実現には至りませんでした。

前任のやり方を踏襲しては根本的な解決となる対策が実現できないと考え、違う方法での対策事業の実現を考えておりました。そのために、政治、行政の両面から、何度も東京へ足を運びました。

私は、たくさんの方から運がよいと言われる。まさに、運は人が運んでくるものだということを実感しております。私の出会った方々は、亜炭鉱廃坑の対策を前向きに考えてくれる人ばかりでありました。その結果、本町は全国で唯一、地下充填ができております。私は奇跡が起きたとさえ思っております。奇跡も、日々目にすればそれは日常となりますが、現在の備えた事業は令和6年度で一区切りとなります。この地下充填事業は、これまで私が出会った人の誰か一人でも欠けていたら実現はしていません。人とのつながりを大切にしてきたことが、次の地下充填事業にもつながると信じております。

一方で、新庁舎建設関連事業については一部議員から反対を表明され、行政手続を一旦取り下げることとなり、理想の形でつなぐことができない状況であると言わざるを得ません。現時点でも、これまでの議論を重ね決定した事項を覆すほどの明確な根拠のある理由は示されておらず、非常に理解に苦しんでおります。

以前にも述べておりますが、私は1期目から行財政改革に積極的に取り組んできたことにより、本町の財政は健全化したと自負しております。財政面においても、新庁舎を建設するだけの体力がついたと判断し、議会で決定していただいた場所に計画を進めてまいりました。次期町長には、行財政に理解のある方に冷静な判断をしていただきたいと考えております。

また、私の4期目任期中の大部分となる3年余りという多くの時間は、未知なるウイルスとの闘いでもありました。

全国的に大規模なクラスターや新規感染者の急増に伴い、医療体制が逼迫する事態が何度も繰り返され、その波は第8波までを数えました。その都度、町民の皆様には行動自粛や感染防止対策の徹底を呼びかけさせていただいたところ、多くの理解をいただき、御協力をいただき、本町の感染者数は総じて低い水準で推移することができました。

ワクチン接種においては、接種日時を町が指定してお知らせする方法を取らせていただき、職員全員体制で接種会場の運営に当たらせていただきました。新型コロナウイルスの治療と並行してワクチン接種に御尽力いただきました医療従事者の皆様、円滑な接種に御協力をいただきました町民の皆様に改めて厚く御礼申し上げます。誠にありがとうございました。

行動制限や、自粛、我慢を強いられたコロナ禍は、社会的変化にも大きく影響をしました。

感染症対策により対面の会合などが行えなくなり、リモートによる会議や在宅勤務が行える環境が急速に整備されました。これにより、会議や研修会などは一様にリモートによるものへと変化していき、この御嵩町役場においても会議運営や行政事務の形態を見直し、社会の変化に適した対応をしてまいりました。

学校教育におけるGIGAスクール構想は、当初5年の計画として構想されておりました。しかし、コロナ禍においての子供たちの学びを保障するという観点から極めて重要と判断され、

前倒しされることとなり、約1年半で町内小・中学校の児童・生徒全員にタブレットを貸与することができております。コロナ禍における感染症対策は、DX推進、学校のICT化を加速させたと言えるのかもしれません。

その新型コロナウイルスも、この5月8日から感染症法上の位置づけが5類へと移行され、約3週間が経過しようとしております。

県内や全国の各地では、コロナ禍で中止が続いていたお祭りのにぎやかな声が戻ってきているようであります。本町においては、5類移行に先立って、4月2日に町の伝統行事として受け継がれる岐阜県重要無形民俗文化財の御嵩薬師祭礼が、規模を縮小しながらも4年ぶりに執り行われました。蠅追がシキミの枝で参拝者の頭をたたいて回る厄よけの儀式では、子供から大人まで多くの参拝者の笑顔を見ることができました。

さらに6月11日には、豚熱とコロナ禍により中止されていたみたけの森ささゆりまつりが5年ぶりに開催される予定であります。

町民の皆様には感染対策をしっかりと理解していただき、各種催しを楽しんでいただきたいと思っております。

今後は、さらにイベントなどが多く開催され、にぎわいの回復に期待が高まるところでありますが、5類感染症への移行は、この3年余りに及んだ感染症との大きな闘いと大きな節目ではあるものの、ウイルスが消滅してしまうわけではありません。移行後においては、国は、発症日の翌日から5日間、5日を超えて症状が続く場合には症状の軽快後24時間は外出を控えることを推奨していますが、外出を控えるかどうかは個人の判断に委ねられます。

様々な生活様式の変化もあり、私たち自身も、その変化や自粛した生活に慣れてしまっているようにも感じております。中には、元に戻すことのほうがストレスにさえ感じてしまう方もあるかもしれません。お互いの判断を尊重しながら、今後も変異株の動向にも注視して、御自身や大切な方を守るために効果的な換気や手洗い、重症化リスクの高い方を感染させないための配慮など、基本的な感染症対策に御協力をお願いいたします。

そして、この定例会が終わりますと、いよいよ町は選挙モードとなり、慌ただしい雰囲気となることが予想されますが、そのような中でも町民の皆さんの安心・安全な暮らしを守りながら、未来への希望をのせた各種事業などを結びつないでいけるよう、残り1か月余りの町政運営を粛々と進めてまいりたいと思っております。

さきにも少し触れておりますが、新庁舎整備の事業の方向性を堅持するため、現在、関係法令の процедуру一旦取り下げ、保留とする措置を講じております。地権者、関係者をはじめ皆様には大変御迷惑をおかけしておりますことを心よりおわび申し上げます。

これまでに何度も申し上げておりましたが、これは施設の耐震化から始まった議論であり、

多くの時間をかけ、十分に議論を重ねてきた答えであります。

この5月に入ってから各地で大きな地震が多発しております。5月8日から15日までの1週間で震度4以上が6回、震度3以上が14回、震度1以上は97回も観測されております。これらの地震により被害に遭われた方々に心を痛めております。

地震はいつどこで発生するか分かりません。30年以内に高い確率で発生する可能性があると考えられ、本町にも大きな影響が心配される南海トラフ巨大地震に備えていかなければならないことは言うまでもありません。

こうした中、役場庁舎、中保育園、中児童館、3施設の耐震化の問題は、依然解決されないまま残されております。これは命に関わる問題であります。答えの先送りは決して許されない重大な問題であります。事業の実現に向け、残された諸課題は早期に解決されるよう切に願っております。

亜炭鉱廃坑に起因する陥没被害は毎年数件発生してはいましたが、充填予防対策を実施した場所では、これまで一件も発生していません。しかし、令和5年3月7日に、充填予防対策が実施されていない比衣地内の農地において、幅2.2メートル掛ける1.6メートル、深さ1メートルほどの浅所陥没が発生しました。この浅所陥没被害については、令和4年度に国・県の拠出により新たに造成していただいた旧鉱物採掘区域復旧事業基金を活用して復旧を完了することはできております。復旧に当たり、関係者の皆様には迅速な御対応をいただきましたことに、この場をお借りして厚くお礼申し上げます。

本町が対策を進めている南海トラフ巨大地震に備えた亜炭鉱跡対策事業、通称、備えた事業については、令和6年度までの4年間の事業期間の3年目を迎えております。

現在は、当初計画した7つの計画地のうち4つの計画地において本格的な削孔作業及び充填作業を鋭意進めており、4月末の進捗率は38%ほどとなっております。順調に工事が進みますと、本年度末までに2つの計画地で工事完了を見込んでおり、多くの計画地内の皆様に安心をお届けできるものと考えております。

今後は、現在進めている防災工事の実施と進捗をしっかりと管理していくとともに、皆様にさらなる安心をお届けできるよう、未発注の計画地について基金の残額を考慮しつつ早期に発注をしていきたいと考えております。

事業実現のために議会とともに要望活動を重ねたことにより、国や県から拠出していただいた貴重な約80億円の基金を余すことなく活用して、町民の皆様が安心して暮らせる災害に強いまちの実現に向けて引き続き全力で取り組んでまいります。

なお、計画地周辺にお住まいの方におかれましては、騒音や交通規制等をはじめとする御不便をおかけしますが、引き続き御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

本町の放課後児童クラブは、小学校区ごとに設置し、定員は3クラブで合計195人としております。このうち御嵩小学校区と伏見小学校区では、定員以内で運営をしております。一方、上之郷小学校区では、小規模特認校制度の利用者が増加傾向にあり、今年度は、定員の15人を超える21人から放課後児童クラブへの申込みがありました。各御家庭の事情を考慮した上で、21人全員を受け入れ、運営を開始したところであります。

こうした中、現在の上之郷小学校区放課後児童クラブは、上之郷保育園の園舎の一角において運営をしておりますが、人数の増加に伴いクラブ室が手狭な状態となっております。そのため、さらに利用希望者の増加が見込まれる夏休み期間を前に、上之郷小学校の校舎内へ移転を計画し、準備を進めているところであります。

この上之郷小学校区放課後児童クラブの移転に伴う関係条例の一部改正案を本定例会に提出しておりますので、よろしくお願ひいたします。

今回提出する令和5年度一般会計補正予算（第1号）の概要について説明いたします。

まず、歳入については、デジタル田園国家構想交付金や新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、子育て世帯生活支援特別交付金などの国庫支出金を計上しております。

県支出金では、第2子以降出産祝金支給事業費補助金を計上しております。

次に、歳出の主なものについて説明いたします。

総務費では、地域自治会公民館の建て替えに伴う備品整備に対する補助金や、物価高騰により影響を受けている低所得者世帯に対して、1世帯3万円を支給する非課税世帯臨時特別給付金事業に係る予算を計上しております。また、マイナポイントの申請支援を強化するための予算も計上しております。

民生費では、第2子以降の出産祝金として対象児童1人当たり10万円を支給する事業や、物価高騰などに直面する低所得の子育て世帯を支援するため、対象児童1人当たり5万円を支給する事業に係る予算を計上しております。

また教育費では、スクールバス車内における児童・生徒の置き去りを防止するための安全装置を導入する予算を計上しております。

以上により、今回の補正予算は6,962万1,000円を追加する内容になっております。

以上、町政をめぐる諸課題についての所見や、報告について御説明させていただくとともに、一般会計補正予算の概要について御説明申し上げます。

本定例会に御提案いたしますのは、町長報告案件4件、承認案件2件、人事案件15件、補正予算1件、条例関係が1件、都合23件であります。

後ほど担当から詳細に御説明を申し上げます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

長時間にわたり御清聴ありがとうございました。

議長（高山由行君）

本日の日程は、お手元に配付しました議事日程のとおり行いたいと思いますので、よろしくお願ひします。

会議録署名議員の指名

議長（高山由行君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、6番 伏屋光幸君、7番 安藤雅子さんの2名を指名いたします。

会期の決定

議長（高山由行君）

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、去る4月20日の議会運営委員会において、本日より6月9日までの15日間と決めていただきました。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、会期は本日より6月9日までの15日間とすることに決定いたしました。

なお、会期中の議案の審議等の予定は、お手元に配付しました会期及び審議の予定表のとおり行いたいと思いますので、お願ひします。

諸般の報告

議長（高山由行君）

日程第3、諸般の報告を行います。

議長報告を行います。

お手元に配付してあります緑色の諸般の報告つづりを御覧ください。

1. 閉会中の議員の辞職許可について、2. 定例監査実施報告書、3. 随時監査実施報告書、4. 財政援助団体等監査実施報告書、5. 例月現金出納検査の結果について（令和5年2月分から4月分まで）、6. 国に対し、適格請求書等保存方式（インボイス制度）の延期・見直しを求める陳情書、以上の6件、写しを配付し、議長報告に代えさせていただきます。

以上で議長報告を終わります。

続いて、町長報告を行います。

報告第3号 令和4年度御嵩町一般会計予算継続費繰越計算書の報告について、報告第4号 令和4年度御嵩町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について、以上2件、朗読を省略し、説明を求めます。

総務防災課長 古川孝君。

総務防災課長（古川 孝君）

おはようございます。

それでは、報告第3号について御説明いたします。

諸般の報告つづり1ページをお願いいたします。

報告第3号 令和4年度御嵩町一般会計予算継続費繰越計算書の報告について御説明いたします。

令和4年度御嵩町一般会計予算の消防費を令和5年度に繰越しをしましたので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により繰越額を報告するものです。

2ページをお願いいたします。

この継続費繰越計算書は、令和4年度から令和5年度へ繰越しを行った南海トラフ巨大地震に備えた亜炭鉱跡対策事業の繰越計算書です。

表の中ほど、支出済額及び支出見込額の欄には、令和4年度に実際に執行した支出済額14億2,904万2,580円を表示しております。

さらにその右側、残額の欄には、令和4年度継続費予算現額の合計から支出済額を差し引いた執行残額を表示しています。金額が4億8,921万7,920円です。

そしてその右側、翌年度遞次繰越額には4億8,921万7,920円が表示されております。つまり、令和4年度の執行残額を全て令和5年度に繰越しをしたという報告となっております。

以上で令和4年度御嵩町一般会計予算継続費繰越計算書の報告を終わります。

続きまして、報告第4号について御説明いたします。

報告つづり3ページをお願いいたします。

報告第4号 令和4年度御嵩町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について御説明いたします。

令和4年度御嵩町一般会計予算の一部の事業を令和5年度に繰越ししましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により繰越額を報告するものです。

4ページをお願いいたします。

繰越明許費繰越計算書を掲載しておりますが、繰越明許費8件について、款項及び事業名ごとに翌年度繰越額、財源内訳などを記載しています。

表の中ほどの金額欄は、令和4年度の繰越明許費で定めた翌年度へ繰越しができる限度額を

表しています。その右横の翌年度繰越額欄が、限度額の範囲内で実際に令和5年度へ繰り越した金額を表しております。

それぞれの事業内容につきましては、既に御説明しておりますので省略をさせていただきます。

1行目、庁用自動車購入業務は、明許額のうち640万3,670円を繰越しました。

2行目、医療・社会福祉事業等物価高騰対策支援金交付事業は、明許額のうち400万1,228円を繰越しました。

3行目、新型コロナウイルスワクチン接種事業は、明許額のうち1億3,092万2,400円を繰越しました。

4行目、出産・子育て応援給付金給付事業は、明許額のうち1,580万8,000円を繰り越しました。

5行目、鬼岩ドライブイン公衆トイレ改修負担金は、明許額と同額を繰越しております。

6行目、道路維持事業は、明許額のうち9,466万円を繰り越しました。

7行目、橋梁維持事業は、明許額のうち3,341万円を繰り越しました。

8行目、排水新設改良事業は、明許額と同額を繰越しております。

特定財源を除きました1,546万3,898円が令和4年度から令和5年度へ繰り越す一般財源となります。

以上で令和4年度御嵩町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告を終わります。

議長（高山由行君）

続きまして、報告第5号 御嵩町土地開発公社の経営状況に関する報告について、朗読を省略し、説明を求めます。

建設課長 石原昭治君。

建設課長（石原昭治君）

それでは、報告第5号 御嵩町土地開発公社の経営状況に関する報告についてを説明します。諸般の報告つづりの5ページをお願いします。

報告第5号 御嵩町土地開発公社の経営状況に関する報告について、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告いたします。

8ページ、9ページをお願いいたします。

令和4年度御嵩町土地開発公社事業会計決算報告書になります。

1. 収益的収入及び支出の(1)収入ですが、款2の事業外収益では、9ページ決算額欄のとおり4万4,893円の収入がありました。これは普通預金、定期預金の利息の386円と国債購入における有価証券利息の4万4,507円の合計です。

次に、(2)支出ですが、款2販売費及び一般管理費で1万5,600円の支出がありました。内訳として、9ページの節1報酬として、監査員に対する報酬9,000円と、2段下で、同じく節1旅費として、理事会に出席された理事に対する費用弁償6,000円、同じく節3役務費として証券口座開設のため法人登記簿謄本取得による600円を予備費から充用して支出しています。

次に、10、11ページをお願いします。

2. 資本的収入及び支出ですが、令和4年度におきましては収入及び支出ともにございませんでした。

次に、12ページ、損益計算書をお願いします。

Ⅲ. 販売費及び一般管理費は、報酬、旅費、役務費の合計1万5,000円で、Ⅳの事業外収益の受取利息386円と有価証券利息4万4,507円の合計4万4,893円の差額2万9,293円が最下段の当期純利益となりました。

次の13ページは貸借対照表で、次の14ページ、財産目録をお願いします。

資産の部として、Ⅰ. 流動資産は、(1)現金及び預金の普通預金38万9,348円と、定期預金400万円、(4)未収収益1万5,000円の合計440万4,348円です。

Ⅱ. 固定資産は、(3)投資その他の資産の投資有価証券977万5,300円と、御嵩町からの出資金500万円の合計1,477万5,300円で、資産合計は1,917万9,648円です。

次の15ページは、令和4年度のキャッシュ・フロー計算書です。

次に、17ページ、令和4年度事業報告書をお願いします。

1. 概況、(1)総括事項として、令和4年度土地開発公社の事業で、新たな用地取得はありません。また、令和4年度末現在で保有する土地也没有ありません。

次に飛びまして20ページをお願いいたします。

監査意見書の写しになります。

去る令和5年4月24日に決算監査を実施していただき、適切な処理をお認めいただいております。

以上が令和4年度御嵩町土地開発公社の決算報告となります。

次に、令和5年度御嵩町土地開発公社の事業計画及び予算について御説明を申し上げます。

それでは、24ページ、令和5年度御嵩町土地開発公社事業計画をお願いいたします。

令和5年度におきまして、公有地の取得及び売却の予定はございません。

次に、26ページ、令和5年度御嵩町土地開発公社予算をお願いします。

収入の第1款事業収益は、公有地取得の予定がないため収入を見込まず、第2款事業外収益には、第1項受取利息1,000円と、第2項有価証券利息6万円、合計6万1,000円を計上しています。

支出においては、第2款販売費及び一般管理費において、幹事2名の報酬と理事3名の旅費合わせて1万5,000円、第4款の予備費に1万円を合わせ、支出合計2万5,000円を予定しています。

次の第3条、資本的収入及び支出では、公有地の取得及び売却の予定がないことから収入、支出とも予定はございません。

次に、27ページ、28ページは、収益的収支及び資本的収支の予算明細書、29ページは資金計画、30ページは損益計算書、31ページは貸借対照表です。

後ほどお目通しをお願いします。

以上で報告第5号の説明を終わります。

議長（高山由行君）

続きまして、報告第6号 町有地の信託に係る事務の処理状況に関する報告について、朗読を省略し、説明を求めます。

農林課長 渡辺一直君。

農林課長（渡辺一直君）

それでは、報告第6号 町有地の信託に係る事務の処理状況に関する報告について御説明いたしますので、諸般の報告つづり32ページをお願いいたします。

町有地の信託に係る事務の処理状況を地方自治法第243条の3第3項の規定により御報告いたします。

次ページをお願いします。

森林経営信託財産目録になります。

1. 資産の部、信託森林の場所は、御嵩字北山地内で、増減はありません。

信託預入金は、25万9,440円となっています。

2. 負債の部では、借入金は200万円、借入先は可茂森林組合からです。

これは、第2期森林経営信託契約が令和4年度からで、その運営資金として借り入れたものです。

では、35ページをお願いいたします。

令和4年度森林経営信託事業実績になります。

間伐等を行う対象区域の面積は、森林簿上22.73ヘクタールで、施業可能区域は6.70ヘクタールです。実績も同様でしたので達成率は100%となりました。

材積は対象区域内で909立方メートルを見込みましたが、実績は817立方メートル、達成率では90%となりました。これは当初計画時に見込んだ単位面積当たりの材積量に対して、木の成長などが見込んだ材積より少なかったものです。

作業道は、849メートルの計画に対し、実績は2路線で1,486メートルとなり、計画に対する達成率では175%となりました。

続きまして、36ページをお願いいたします。

令和4年度森林経営信託収支報告書になります。

1の収入の部では、間伐や作業道に係る補助金、用材や合板等による木材販売が主な収入となり、収入合計では2,681万8,337円。

2の支出の部では、伐採事業費を柱に作業道開設、補助金申請や市場に支払った手数料、現場の測量などを行う森林調査等などが主な支出で、小計が2,655万874円、令和4年度信託収益は26万7,463円となりましたので、この3%の8,023円が信託手数料となり、支出の計では2,655万8,897円となりました。

したがいまして、3の信託積立金の令和4年度は、25万9,440円となりました。

次に、37ページをお願いいたします。

令和5年度森林経営信託事業計画になります。

当年度は、面積を17.98ヘクタール計画しており、809立方メートルの用材またはパルプ材を間伐し、作業道では829メートルの施業を計画しています。

これに係る1の収入は、昨年度と同様に補助金、木材販売を主な収入に2,229万8,000円を予定し、2の支出においても伐採事業費、作業道を開設、手数料、森林調査等を主な支出とし、2,229万8,000円を予定しています。

以上で報告第6号 町有地の信託に係る事務の処理状況に関する報告についての説明を終わります。

議長（高山由行君）

ここで暫時休憩をいたします。再開予定時刻は10時10分とします。

午前9時53分 休憩

午前10時10分 再開

議長（高山由行君）

休憩を解いて再開いたします。

委員長報告

議長（高山由行君）

日程第4、委員長報告を行います。

新庁舎等建設特別委員会から議長に委員長報告がありました。これを議題としたいと思いま

す。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

ただいま議題としました新庁舎等建設特別委員会から議長宛てに最終報告書の提出がありましたので、新庁舎等建設特別委員会委員長から報告していただき、質疑を行います。

なお、報告書の写しをお手元に配付してあります。

新庁舎等建設特別委員会委員長に報告を求めます。

新庁舎等建設特別委員会委員長 安藤信治君。

新庁舎等建設特別委員会委員長（安藤信治君）

それでは、報告させていただきます。

令和5年5月26日、御嵩町議会議長 高山由行様。新庁舎等建設特別委員会委員長 安藤信治。

新庁舎等建設特別委員会最終報告書。

本委員会に付託されている事件に関し、これまで行ってきました調査・研究について報告させていただきます。

1. 経過。

平成28年9月1日に新庁舎整備特別委員会が設置され、住民懇談会において得た貴重な意見を基にして、委員会、協議会を重ね、各種調査・研究の成果が積み上げられてきました。

結果、平成29年12月の第2次中間報告では、新庁舎の移転候補地として21号バイパスエリアが他の候補地より優位性が高いと評価しております。

令和元年5月の最終報告では、スピード感をもって新庁舎の建設を推し進めるとともに、完成及び供用開始まで引き続き町が進める基本計画、基本設計や実施設計等の点検・検証並びに議会関係施設の議論等を積極的に行っていくための特別委員会の存続が求められました。

その最終報告書の意向を引き継ぎ、新庁舎等の建設に向け、次の3項目について調査・研究等を行うため、令和元年8月30日に新庁舎等建設特別委員会を設置いたしました。

1. 新庁舎を拠点としたまちづくり及び行政機能に関すること。
2. 新庁舎の建設スケジュールに関すること。
3. 新庁舎建設に関する情報発信に関すること。

以上、3項目の調査・研究を行うため、特別委員会を12回、協議会を12回、全員協議会等を実施してきました。

しかし、令和3年12月を前後して、前特別委員会の議長報告に相反する思いを訴える議員が出てきたため、その訴えについて協議・議論に時間を取られ、付託を受けた3項目の調査・研

究等に対する成果を議長報告としてまとめられませんでした。

建設予定地の農地法手続が滞る中、住民説明会への御嵩町議会議員としての出席についても特別委員会で協議しましたが、全員参加で臨めず、議会としての説明責任を果たせなかったことも併せて報告させていただきます。

2. 最終まとめ。

令和元年8月に新庁舎等建設特別委員会が設置された以降は、議会として取り組むべく課題について調査・研究・協議を積み重ねてきました。新型コロナウイルス感染症が猛威を振るう中であったことから、町民の皆さんからの意見を聴取する機会である議会住民懇談会が開催できなかったことは大変残念でありました。

その間、建設予定地の農振除外申請、それに続く農地転用許可申請に思いもよらない時間を要し、令和3年12月の第4回定例会に提出された新庁舎等建設用地購入費約1億9,000万円を含む一般会計補正予算（第7号）全てに反対する議員が現れました。

これを境に、新庁舎等の21号バイパスエリアへの新築移転、防災対策としての造成工事を含む約78億円の総事業費、中保育園等の公共施設の建設予定地への集約化等について種々の異論が出始め、議員間において特別委員会の設置目的や議長報告の意義に対する見解、考え方にそごが生じてきたことから、建設推進に向けての協議・議論へと発展させることができませんでした。

結果、本特別委員会に付託されていた調査・研究3項目については深く探求されず、統一した成果を導き出すことができませんでした。

本最終報告書は、本特別委員会内での意見・見解に相違が生じている実態・実情を後に残すため、別紙1. 多数意見、別紙2. 少数意見を本書に添付することといたします。

最後になりますが、平成28年9月以降、新庁舎整備に関する議長報告は、御嵩町議会の意見等を決定したものと認識しております。この意思決定を今後議員一人一人がどのように位置づけ、建設に向けてどのような姿勢で取り組んでいくべきか、徹底的に議論されることを申し添えて、本特別委員会の議長報告とさせていただきます。

なお、3ページ以降、委員会の経緯、それから5ページの別紙1. 多数意見、6ページの少数意見については、各自お目通しを願いたいと思います。

以上で委員長報告を終わらせていただきます。

議長（高山由行君）

ただいま、新庁舎等建設特別委員会委員長より報告がありました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で委員長報告を終わります。

議案の上程及び提案理由の説明

議長（高山由行君）

日程第5、議案の上程及び提案理由の説明を行います。

お諮りします。本定例会に提出されました承認第1号、承認第2号、議案第29号から議案第45号までの計19件を一括議題として上程し、提案理由の説明を求めたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。

それでは、付議事件19件を議題とし、提案理由の説明を求めます。

初めに、承認関係について行います。

承認第1号、令和4年度御嵩町一般会計補正予算（第10号）の専決処分の承認を求めることについて、朗読を省略し、説明を求めます。

総務防災課長 古川孝君。

総務防災課長（古川 孝君）

それでは、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて御説明いたします。

議案つづりの表紙をお開きいただきまして、1ページをお願いいたします。

令和4年度御嵩町一般会計補正予算（第10号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、令和5年3月31日付で専決処分しましたので、同条第3項の規定によりその報告を行い、承認を求めるものです。

それでは、ピンク色の令和4年度御嵩町一般会計補正予算（第10号）の表紙をおめくりいただき、1ページをお願いいたします。

第1条第1項で歳入歳出予算の総額に1億2,746万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を102億5,882万2,000円とする旨、規定しています。

それでは、7ページをお願いいたします。

歳入の補正ですが、事業の確定、精査による増減については省略させていただき、主なものについて御説明いたします。

この7ページ冒頭の款02地方譲与税から10ページ冒頭の交通安全対策特別交付金まで、こち

ら額の確定に伴い補正したものです。

10ページをお願いいたします。

款18寄附金、指定寄附金1万円の増額は、予算以上の寄附金があったことによる補正です。

款19繰入金は、今回、交付金等の額の確定により、財政調整基金では4,272万7,000円の減をし、令和4年度は繰入れを行わない結果となっております。

11ページをお願いいたします。

歳出です。

目16基金費は、福祉向上基金に1万円の増額、森林環境整備基金積立金は、森林環境譲与税を減額補正したことに伴う92万2,000円の減額、財政調整基金積立金に3,319万2,000円の増額、減債基金積立金に9,518万9,000円の増額となっております。

以上で承認第1号の説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（高山由行君）

承認第2号、御嵩町町税条例の一部を改正する条例の制定の専決処分の承認を求めることについて、朗読を省略し、説明を求めます。

税務課長 丸山浩史君。

税務課長（丸山浩史君）

それでは、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて説明させていただきます。

議案つづり2ページをお願いいたします。

御嵩町町税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により、令和5年3月31日付、専決第4号で専決処分を行いましたので、報告申し上げ、議会の承認を求めるものでございます。

次の3ページから10ページに専決処分を行いました御嵩町町税条例の一部を改正する条例を示しておりますが、資料で説明をいたしますので、資料つづり1ページを御覧ください。

改正の趣旨でございますが、令和5年度税制改正により、地方税法等の一部を改正する法律が令和5年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、御嵩町町税条例の一部を改正するものでございます。

主な改正内容について御説明いたします。

1つ目は、軽自動車税の関係です。

①環境性能割の見直しになります。

低燃費車の一層の普及促進を図る観点から、各税率区分における燃費基準の達成度を段階的に引き上げるものでございます。

表の一番上の枠、電気自動車等の適用基準に変更はありません。

その下の枠、ガソリン車について引上げを行います。

非課税の税率区分では、燃費基準を令和6年1月から現行の75%達成から80%達成へ引き上げます。

1%の税率区分では、燃費基準を令和6年1月から現行の60%達成から70%達成へ引き上げ、さらに令和7年4月から75%達成へ引き上げます。

一番下の2%の税率区分については、変更はありません。

②種別割のグリーン化特例の延長ですが、適用期限を3年間延長し、令和8年3月31日までとするものでございます。

2ページを御覧ください。

2つ目は、その他地方税法等の改正に伴う所要の改正を行っております。

なお、施行日は、一部の規定を除き令和5年4月1日でございます。

以下、資料つづり3ページから28ページにかけ新旧対照表を掲載しておりますので、お目通しをお願いいたします。

以上で承認第2号の説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（高山由行君）

次に、人事関係に入ります。

議案第29号から議案第42号までの御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、議案第43号 御嵩町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、以上15件、朗読を省略し、説明を求めます。

副町長 寺本公行君。

副町長（寺本公行君）

御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて説明します。

農業委員候補者を推薦または応募により募集し、今定例会において農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものです。

御嵩町農業委員会の委員等の定数を定める条例第2条の規定に基づき、委員定数は14人、提案理由の説明は議案第29号から議案第42号まで、都合14件一括で行います。

その都度該当ページを開いていただきますようお願いいたします。

それでは、議案つづりは11ページ、資料つづりは29ページをお開きください。

まず、議案第29号、奥村俊雄さん、昭和26年11月13日生まれの71歳、住所は御嵩町中切1506番地であります。

議案第30号、山本恵美雄さん、昭和25年7月30日、72歳、御嵩町前沢4865番地。

議案第31号、額額正彦さん、昭和32年1月10日、66歳、御嵩町美佐野2872番地1。

議案第32号、山本康彦さん、昭和33年1月5日、65歳、御嵩町御嵩282番地。
議案第33号、田中豊雄さん、昭和31年12月9日、66歳、御嵩町御嵩312番地1。
議案第34号、木島和美さん、昭和45年11月25日、52歳、御嵩町御嵩1822番地549。
議案第35号、青木友誉さん、昭和47年4月19日、51歳、御嵩町御嵩2400番地。
議案第36号、齊藤貞子さん、昭和29年4月27日、69歳、御嵩町中951番地3。
議案第37号、中川洋二さん、昭和51年7月25日、46歳、御嵩町顔戸528番地1。
議案第38号、田中幹三郎さん、昭和46年4月17日、52歳、御嵩町中2390番地3。
議案第39号、伊佐次純子さん、昭和30年11月23日、67歳、御嵩町中845番地5。
議案第40号、加藤洋子さん、昭和24年1月1日、74歳、御嵩町比衣560番地146。
議案第41号、水野宏治さん、昭和26年9月17日、71歳、御嵩町伏見1369番地2。
議案第42号、加納恒明さん、昭和22年6月30日、75歳、御嵩町上恵土491番地2。

以上が、14名の方の氏名、生年月日及び住所であります。

任期は、令和5年7月20日から令和8年7月19日までの3年間。

資料つづり掲載の履歴書をお目通しの上、御審議願います。

次に、議案第43号 御嵩町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて説明申し上げます。

議案つづり25ページをお願いします。

固定資産評価審査委員会委員の桑下博行さんが6月10日をもちまして任期満了となります。3期9年お務めいただきましたが、引き続き桑下博行さんを選任したく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

桑下博行さんは、昭和25年7月3日生まれの72歳、住所は御嵩町美佐野2867番地であります。

なお、再任後の任期は令和5年6月11日から令和8年6月10日までの3年間となります。

議案つづり43ページ掲載の履歴書にお目通しの上、こちらについても御審議のほどよろしくお願いたします。

議長（高山由行君）

次に、補正予算、条例に入ります。

議案第44号 令和5年度御嵩町一般会計補正予算（第1号）について、朗読を省略し、説明を求めます。

総務防災課長 古川孝君。

総務防災課長（古川 孝君）

それでは、議案第44号 令和5年度御嵩町一般会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

ピンク色の令和5年度御嵩町一般会計補正予算（第1号）の表紙をおめくりいただき、1ページをお願いいたします。

第1条第1項におきまして、歳入歳出予算の総額に6,962万1,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を121億662万1,000円とする旨、規定しております。

6ページをお願いいたします。

歳入です。

款15国庫支出金、目01総務費国庫補助金、節01総務管理費補助金のうち、デジタル田園都市国家構想交付金は、オンライン申請システムL o G oフォーム導入事業実施に伴う85万6,000円の増額。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、非課税世帯臨時特別給付金に充当する分の5,266万4,000円の増額。

節02戸籍住民基本台帳費補助金のうち、個人番号カード交付事務費補助金は、カード交付事務補助金とマイナポイント事業費補助金が一体されたことと、マイナポイント事務対応の延長などによる434万5,000円の増額、マイナポイント事業費補助金は、補助金が一体されたことによる皆減です。

目02民生費国庫補助金、子育て世帯生活支援特別給付金は、低所得の子育て世帯に対し児童1人当たり5万円を支給する事業に伴う533万2,000円の増額。

目05教育費国庫補助金、学校安全特別対策事業費補助金は、スクールバス内における置き去り防止のための安全装置導入補助金17万6,000円の増額。

款16県支出金、目02民生費県補助金は、第2子以降の出産祝金として対象児童1人当たり10万円を支給する事業の実施に伴う707万9,000円の増額。

款19繰入金、目01財政調整基金繰入金は、今回の補正に伴う財源調整です。

目04ふるさとみたく応援基金繰入金は、繰入予定事業の上之郷保育園空調改修にとうしん地域振興協力基金の助成内示30万円があったことによる繰入れ減となります。

7ページをお願いいたします。

款21諸収入、目06雑入、節01総務費雑入、コミュニティ助成事業助成金は、旭町公民館の建て替えに伴う備品購入に対し、自治総合センターのコミュニティ助成事業助成金の助成内示があったことによる160万円の増額。

節02民生費雑入は、とうしん地域振興協力基金助成金の助成内示があったことによる30万円の増額です。

8ページをお願いいたします。

歳出です。

款01議会費、目01議会費、節18負担金、補助及び交付金は、可茂町村議会議長会負担金額の

確定に伴う21万8,000円の増額。

款02総務費、目01一般管理費、節18負担金、補助及び交付金は、郡町村会負担金額の確定に伴う7万7,000円の増額。

目04電算管理費、節13使用料及び賃借料は、L o G o フォーム利用料増による112万3,000円の増額。

目14自治振興費、節18負担金、補助及び交付金は、旭町公民館の建て替えに伴う備品整備事業に対する助成金160万円の増額。

目17新型コロナウイルス感染症対策費は、非課税世帯臨時特別給付金事業に伴う各種経費になります。

節01の報酬から節08の旅費までは、実施に伴う会計年度任用職員に係る経費や職員の時間外手当などについて計上しています。

節10需用費は、事業実施に必要な書類の発送用封筒や事務消耗品、案内文書等の印刷代などに43万9,000円。

節11役務費は、確認書類等の郵送料や事業周知のための広告料、給付金の振込手数料などに117万9,000円。

節12委託料は、対象者の抽出及び確認書の印刷のための電算処理経費や給付事業に係るシステムの改修費に144万7,000円。

節13使用料及び賃借料は、事務に必要なパソコンやプリンター等の機器の借り上げ料に27万4,000円です。

9ページをお願いいたします。

節18負担金、補助及び交付金は、低所得者世帯に対して1世帯当たり3万円の給付金を支給する交付金4,800万円です。

目01戸籍住民基本台帳費、節11役務費は、マイナポイントサポート事務対応延長及び戸別訪問対応派遣業務に係る職員派遣手数料265万4,000円の増額です。

款03民生費、目01児童福祉総務費は、第2子以降出産祝金支給事業に伴う各種経費になります。

節03職員手当等から節11役務費まで、職員時間外勤務手当や事務消耗品、郵便代等を計上しています。

節19扶助費は、対象児童1人当たり10万円を支給するものです。

目02児童運営費、節04共済費は、保育園で1人の新規フルタイム会計年度任用職員のための年金分40万円の減額と、社会保険料35万円の増額です。

目06家庭児童福祉費、節01の報酬から節08の旅費までは、子ども・家庭支援員が任用条件の

変更によりフルタイムからパートタイム採用となったことに伴う一連の経費の増減となります。

10ページをお願いいたします。

目08子育て世帯生活支援特別給付費は、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金事業に伴う各種経費となります。

節03職員手当等から節11役務費まで、職員時間外勤務手当や事務消耗品、郵便代等を計上しております。

節12委託料は、給付事務に係るシステム改修費に68万7,000円、節18負担金、補助及び交付金は、対象児童1人当たり5万円の給付金450万円です。

款10教育費、目02事務局費、節04共済費は、新規採用された少人数学級講師の雇用条件による補正となります。

目03通学バス運行費、節17備品購入費は、スクールバス車内における置き去り防止のための安全装置の購入費31万7,000円です。

なお、11、12ページには、給与明細をおつけしておりますので、後ほどお目通しください。

以上で議案第44号 令和5年度御嵩町一般会計補正予算（第1号）についての説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（高山由行君）

議案第45号 御嵩町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、朗読を省略し、説明を求めます。

教育参事 筒井幹次君。

教育参事兼学校教育課長（筒井幹次君）

それでは、議案第45号 御嵩町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明をいたします。

議案つづりは27ページになりますが、詳細は議案資料で説明いたしますので、資料つづりの44ページをお願いいたします。

改正の趣旨としましては、現在、上之郷小学校区放課後児童クラブは、上之郷保育園内において運営しておりますが、入部希望者の増加によりクラブ室が手狭な状況となっており、新規の受入れが困難であるため、この上之郷小学校区放課後児童クラブを上之郷小学校内に移転し、運営を行うものです。

概要としましては、条例第2条第1項の表中、上之郷小学校区放課後児童クラブの位置を現在の「御嵩町中切1359番地2」から「御嵩町宿2002番地」に改めるものです。

施行日は、教育委員会規則で定める日からいたします。

次の45ページに新旧対照表を掲載しておりますので、御確認をお願いいたします。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いをいたします。

議長（高山由行君）

ここで暫時休憩をいたします。再開予定時刻は午前11時とします。

午前10時46分 休憩

午前11時00分 再開

議長（高山由行君）

休憩を解いて再開いたします。

議案の審議及び採決

議長（高山由行君）

日程第6、議案の審議及び採決を行います。

議案第29号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第29号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第29号は原案のとおり同意されました。

議長（高山由行君）

議案第30号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第30号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第30号は原案のとおり同意されました。

議長（高山由行君）

議案第31号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第31号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第31号は原案のとおり同意されました。

議長（高山由行君）

議案第32号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第32号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第32号は原案のとおり同意されました。

議長（高山由行君）

議案第33号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第33号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて採決を

行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第33号は原案のとおり同意されました。

議長（高山由行君）

議案第34号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第34号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第34号は原案のとおり同意されました。

議長（高山由行君）

議案第35号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第35号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第35号は原案のとおり同意されました。

議長（高山由行君）

続きまして、議案第36号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第36号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第36号は原案のとおり同意されました。

議長（高山由行君）

議案第37号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第37号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第37号は原案のとおり同意されました。

議長（高山由行君）

議案第38号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第38号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第38号は原案のとおり同意されました。

議長（高山由行君）

議案第39号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第39号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第39号は原案のとおり同意されました。

議長（高山由行君）

議案第40号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第40号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、議案第40号は原案のとおり同意されました。

議長（高山由行君）

議案第41号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第41号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、議案第41号は原案のとおり同意されました。

議長（高山由行君）

議案第42号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「議長」と呼ぶ者あり]

5番 安藤信治君。

5番（安藤信治君）

私の質疑なんですけど、議案第42号の方に対する質疑ではありません。

これは、この委員の方が最後になるわけですが、今回の改選では14名中9名が新たに任命されることとなります。

農業委員というのは、非常に難しい仕事ということは周知のことと思いますが、農業委員として知っておかなければならない多くの法令等があります。農振法とか農地の活用に関する多様な知識を備えていく必要があると考えております。

これで、今後事務局のほうにお願いになるかと思いますが、御嵩町農業委員会としてさらなる知識の習得、新人の方も多いいということで、そういった委員個々の資質の向上、そういったものの研修等、そういった機会を積極的に、新人も多いということで提供すべきと考えておりますが、事務局としてどのようにお考えかお伺いさせていただきたいと思っております。

議長（高山由行君）

農林課長 渡辺一直君。

農林課長（渡辺一直君）

それでは、ただいまの安藤議員の御質問についてお答えいたします。

農業委員会委員の任期の始まりにつきましては、令和5年7月20日からとなっております。

通常は8月の初旬に農業委員会の総会を開きまして農地法の審議等を行いますけれども、就任された農業委員の方々が円滑に農業委員会の業務が行えるよう、総会を行わず研修会を実施いたします。

研修内容といたしましては、農地制度、農業委員会制度につきまして、岐阜県農業会議からの講師、事務局による説明を行う予定であります。

また、岐阜県下の農業委員会委員全体の研修会も計画されておりまして、安藤議員の言われました知識の習得であったり、委員個々の資質向上に努めてまいりたいと考えておりますのでよろしくお願ひいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（高山由行君）

5番 安藤信治君。

5番（安藤信治君）

農業委員会というのは、大変重要な判断をされる組織であります。

昔から言われる御嵩町のよき伝統は継承されるべきだと私は思っておりますが、あしき慣習等は改めなければならないと思います。ぜひこの機会、改選の方がたくさん見える中で、新しい御嵩町農業委員会が発足されることを心より祈りたいと思います。

以上です。ありがとうございました。

議長（高山由行君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第42号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第42号は原案のとおり同意されました。

議長（高山由行君）

議案第43号 御嵩町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第43号 御嵩町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第43号は原案のとおり同意されました。

散会の宣告

議長（高山由行君）

以上で本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は6月2日午前9時より開会しますので、よろしく申し上げます。

これにて散会いたします。御苦労さまでございました。

午前11時14分 散会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 会 議 長 高 山 由 行

署 名 議 員 伏 屋 光 幸

署 名 議 員 安 藤 雅 子

